

ている県立相原高校跡地の適正な維持管理を行うことを目的とした予算であり、県立相原高校跡地の適正な維持管理とは、現在実施されている県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施すること、また、まちづくりが実施されるまでの間、第三者被害防止等の観点から県有財産の維持を図るものである。

- ・ 本件クスノキは、県立相原高校跡地に係る県有財産として既に処分することを前提とした普通財産として整理されていること、また、市がまちづくりの中で利活用しないことを決定し、適切な時期に伐採される樹木であることから、請求人が主張するような維持管理を行う予算は計上していない。
- ・ なお、「不動産鑑定評価」及び「土壤汚染状況調査」のいずれも、リニア中央新幹線の整備を促進するために不可欠なものであり、また、県有財産の維持として「高校跡地の管理」のために予算計上していた「フェンス補修」と「除草委託」については、フェンスの破損や委託業務で実施するほどの除草の必要性がなかったことから執行しなかったものである。以上のように、予算はその目的に合わせ適正に執行しており、「予算を目的外に使った」との請求人の主張は当たらない。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による県立相原高校及び交通企画課からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 令和元年度における県内駅整備促進事業費の執行について

ア 県内駅整備促進事業費の概要

県内駅整備促進事業費は、令和元年度県一般会計予算において、(款) 土木費(項) 都市行政費(目) 都市対策費の中にリニア中央新幹線県内駅整備促進事業費として予算措置されている。そして、予算については、法第96条第1項第2号の規定により、普通地方公共団体の議会が議決しなければならないとされており、令和元年度県一般会計予算については、平成31年3月15日に県議会において可決されている。

令和元年度歳入歳出当初予算見積書資料によると、県内駅整備促進事業費の目的は、リニア中央新幹線県内駅及び橋本駅南口地区のまちづくりの予定地となっている、県立相原高校跡地の適正な維持管理を行うとされ、内容は、敷地の適正な管理に必要な立入防止柵補修や除草などを実施するとされており、目的及び事業内容の詳細は次のとおりである。(元号、項番等、上記の当初予算見積書資料に記載された内容を整理して記載している箇所がある。)

そして、交通企画課は、県内駅整備促進事業費の目的とされる県立相原高校跡地の適正な維持管理とは、現在

実施されているリニア中央新幹線県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施することであり、まちづくりが実施されるまでの間は、第三者被害防止等の観点から県有財産の維持を図るものであるとしている。

(7) 目的

- リニア中央新幹線は、平成25年5月20日に、D社が、国土交通大臣から全国新幹線鉄道整備法の規定により、中央新幹線東京都・大阪市間の営業・建設主体に指名され、平成26年10月17日には、工事実施計画が認可され、神奈川県駅を橋本駅南側の県立相原高校敷地へ設置することが決定された。
- 本事業は、神奈川県駅設置に支障となる既存の高圧線の移設に伴い新設する洞道用地、並びに存置する高圧線下用地に地上権等の用益権を設定するにあたり、その補償費を算定するため、不動産鑑定評価等の調査を実施し、リニア中央新幹線の整備を促進するものである。
- また、県立相原高校敷地について、平成30年度末の高校移転に伴い、令和元年度からは県土整備局が管理を行っていくことになるため、管理を行うにあたり、県立相原高校敷地の外周に設置されているフェンスの補修や繁茂した草木が道路上に越境し、地域住人の通行を妨げることのないよう、県立相原高校の外周の除草を実施するものである。

(4) 令和元年度の事業内容

- 令和元年度は、県立相原高校敷地の一部について、高圧線下及び洞道の用地として地上権等の用益権を設定し、その補償費を算定するための不動産鑑定評価等を実施し、県土整備局が管理を行うに当たって必要な、フェンス補修及び除草を行う。

a リニア中央新幹線の整備の促進

- | | |
|---|----------------------|
| ○ 不動産鑑定評価 | 2,800 ^(注) |
| 高圧線下及び洞道の用地について、地上権等の用益権を設定し、その補償費を算定するため、不動産鑑定評価を実施する。 | 3,200千円 |

- | | |
|--|----------------------|
| ○ 土壤汚染状況調査 | 6,843 ^(注) |
| 有害物質使用特定施設に指定されている県立相原高校敷地について、有害物質使用特定施設の廃止手続きを行うにあたり、土壤の有害物質による汚染の状況について調査を行わなければならないことから、土壤汚染状況調査を行うもの。 | 8,000千円 |

b 移転後の県立相原高校敷地の管理

- | | |
|---|----------------------|
| ○ フェンス補修 | 650千円 |
| 県立相原高校敷地の外周に設置されているフェンスについて、破損している箇所を補修するもの。 | |
| ○ 除草委託 | 1,000 ^(注) |
| 県立相原高校敷地から繁茂した草木が道路上に越境し、地域住人の通行を妨げることのないよう、県立相原高校の外周を除草する。 | 1,950千円 |

(注) 予算見積額に対する査定額を記載している。

イ 県内駅整備促進事業費に係る予算の流用について

令和元年度における県内駅整備促進事業費の執行に当たり、県土整備局長は、神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)第20条第2項に基づき、令和元年6

月3日付けで不動産鑑定評価業務実施に係る予算流用申請書を、同年10月3日付けで土壤汚染状況調査実施に係る同申請書をそれぞれ総務局財政部財政課長に提出しており、それぞれ同年6月7日付け第10号及び同年10月11日付け第34号によりそれぞれ同課長から予算流用許可書の交付を受けている。この結果、令和元年度における県内駅整備促進事業費の予算額は、「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (2) 交通企画課 ア 令和元年度の県内駅整備促進事業費について (イ)」に記載のとおり23,323,000円となっている。

上記により許可を受けた予算流用の内容は次のとおりである。

(ア) 令和元年6月7日付けの予算流用について

不動産鑑定評価業務実施のため、県内駅整備促進事業費の(節)需用費から(節)役務費に400,000円の節間流用を行うとともに、(款)土木費(項)都市行政費(目)都市対策費として予算措置されたホームドア設置促進事業費補助の(節)負担金、補助及び交付金から県内駅整備促進事業費の(節)役務費に4,800,000円の節間流用を行った。この結果、県内駅整備促進事業費の(節)役務費は9,000,000円となった。

(イ) 令和元年10月11日付けの予算流用について

土壤汚染状況調査実施のため、県内駅整備促進事業費の(節)需用費から(節)委託料に150,000円の節間流用を行うとともに、ホームドア設置促進事業費補助の(節)負担金、補助及び交付金から県内駅整備促進事業費の(節)委託料に7,230,000円の節間流用を行った。この結果、県内駅整備促進事業費の(節)委託料は14,223,000円となった。

ウ 県内駅整備促進事業費の支出について

令和元年度において、県内駅整備促進事業費は、不動産鑑定評価及び土壤汚染状況調査の実施のために使用されており、その支出状況は次のとおりである。なお、フェンス補修及び除草委託については、フェンスの破損や委託業務で実施するほどの除草の必要性がなかったことから執行されていない。

(ア) 不動産鑑定評価について

県立相原高校跡地におけるリニア中央新幹線県内駅設置に係る財産の有償譲渡(建付)や用益権設定等のために実施。

| 支出年月日 | 支出額(円) |
|-----------|-----------|
| 令和元年9月27日 | 1,847,880 |
| 令和元年10月1日 | 2,934,360 |
| 令和2年3月24日 | 2,451,900 |
| 合 計 | 7,234,140 |

(注) 総務局財産経営部財産経営課に再配当し、同課で執行。

(イ) 土壤汚染状況調査について

県立相原高校の有害物質使用特定施設を廃止し、リニア中央新幹線県内駅設置に係る工事ヤードを確保するために実施。

| 支出年月日 | 支出額(円) |
|-------|--------|
| | |

| | |
|----------|------------|
| 令和2年1月7日 | 12,052,700 |
| 令和2年4月3日 | 748,000 |
| 合 計 | 12,800,700 |

(2) 本件クスノキの管理について

ア 本件クスノキの概要について

(イ) 所在地

相模原市緑区橋本二丁目1番58(県立相原高校跡地)

(ロ) 経緯

大正12年4月 県立農蚕学校(現県立相原高校)として開校の際、初代校長によって植樹
平成31年4月 県立相原高校が新校舎に移転
(注) 本件クスノキは、移転の際、新校舎に移植されず、県立相原高校跡地に残された。

(ハ) 財産管理について

本件クスノキについては、平成31年3月までは、教育財産の管理等に関する規程(昭和60年3月30日付け神奈川県教育委員会教育長訓令第6号、以下「教育財産管理規程」という。)に基づく教育財産であり、県立相原高校が管理していたが、「相原高等学校の移転に伴う現校地の用途廃止・引継について(伺い)(平成31年3月27日教育局行政部長、総務局財産経営部長、県土整備局都市部長決裁)により、同月31日付けで教育財産としての用途廃止が行われ、同年4月1日付けて交通企画課管理の普通財産に管理換えされた。

イ 本件クスノキに係る県の対応について

(イ) 経緯

平成20年10月 同窓会の発意により、本件クスノキを市の保存樹木に登録。

平成27年3月 同窓会役員会に対する同校移転に係る説明会(以下「県立相原高校移転説明会」という。)において、市が本件クスノキの保存について現段階ではまとまっていない旨説明したところ、同窓会役員会からは、同窓会が平成17年9月に本件クスノキの回復養生工事費として約180万円支援した経緯もあり、県立相原高校跡地で保存してもらうことを要望。

同年6月 県立相原高校移転説明会において、同窓会役員会が教育局に対して、本件クスノキの堅持を要望。

平成29年6月 県立相原高校移転説明会において、市が、まちづくりの中で本件クスノキを残すことは難しいと説明し、県が、本件クスノキの部分だけ県の土地として残すことは難しい、この土地は、現況のまま県土整備局に引き継ぐことになる予定と説明したところ、同窓会役員会からは、本件クスノキを県立相原高校跡地内に残すべき、100m位であ

| | |
|--|--|
| <p>れば移植できるのではないかとの意見が出された。</p> <p>同年 8 月 県教育委員会は、県立相原高校移転の経緯を踏まえ、同窓会の意向に沿った対応をすることとし、本件クスノキについて、樹木医による樹勢診断を実施し、移植の可能性を調査することとした。そして、移植可能な場合は、移植を検討することとし、移植が不可能な場合は、存置前提のまちづくりを市と調整することとした。</p> <p>同年 11 月 教育局が樹木医による樹勢診断を実施した。その結果、移植は不適とされ、地際の腐朽・空洞率は 61%、東京都「街路樹診断マニュアル」では判定 C（不健全）となり撤去の対象になるとされた。</p> <p>平成 30 年 3 月 教育局は、今後の対応として、同年 6 月に同窓会総会に対し、樹木医診断結果を説明することとし、樹勢の問題もあり移植は難しい状況、倒木の危険性を懸念するが、伐採への理解を求めるとはしないという立場としたいとした。</p> <p>また、教育委員会教育長から、同窓会総会の際に、教育委員会は伐採するのかと問われた際には、何らかの事情で樹勢が急激に悪化すれば、そうしたことを考えざるを得ない。このままの状況でいけば現況において、（当時引き継ぐ予定であった）市に引き継ぐことになると回答する旨の指示があった。</p> <p>同年 6 月 同窓会総会が開催され、同窓会の結論として、本件クスノキは倒木の危険があることから、伐採も含め県にお任せする。伐採する際は事前に連絡をいただきたいとされた。</p> <p>同年 12 月 県立相原高校跡地における財産の処分方針を定めた本件利活用方針において、本件クスノキを含む県立相原高校跡地の建物等は、同校移転後に処分が必要な施設であるとされた。</p> <p>平成 31 年 3 月 県立相原高校が新校に、本件クスノキを除く 120 本を選定し移植が完了した。</p> <p>同月 教育局が、本件クスノキを含む立木 781 本を用途廃止し、交通企画課に普通財産として引き継いだ。</p> <p>令和元年 7 月 本件クスノキの保全を求める市民団体からの要請を受け、市が樹木医を派</p> | <p>遣し、市がまちづくりで本件クスノキを利活用するか否かを判断するため等に概況診断を実施した。</p> <p>令和 2 年 1 月 交通企画課は、本件クスノキに係る市民団体から市長への要望に対する説明会に、市の要請を受け出席した際に、市民団体からの「クスノキの緊急治療を行う予定はないのか。」との質問に対し、市がまちづくりの中で本件クスノキを残すことはないと判断したことから治療を行う予定はない旨を回答した。</p> <p>(i) 保存樹木の管理について</p> <p>本件クスノキについては、平成 20 年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで市の保存樹木に指定されており、その指定期間は原則として 3 年とされ、指定されるごとに保存樹木指定協定書を締結していた。</p> <p>令和元年度における保存樹木の管理については、平成 29 年 4 月 1 日付け相模原市長と県立相原高校長が保存樹木指定協定書を締結しており、保存樹木の管理について、樹木所有者である県は日常的な管理として、樹木を適正に保全するために行う剪定、樹木及び周辺の美化、清掃、樹木の監視及び危険回避、樹木の健康の維持を行うとし、市は、樹木所有者が行う管理に対する財政的支援等全体的な管理を行うとしていた。</p> <p>(ii) 本件クスノキに係る、樹木医による樹勢診断について</p> <p>a 教育局が実施した平成 29 年 11 月の樹勢診断について</p> <p>(a) 本診断の経緯について</p> <p>本診断は、同窓会役員会から、学校移転予定地への移植は無理でも、県立相原高校跡地内で 100m 位であれば移植は可能ではないか等の意見が出されたことから、本件クスノキの現状を把握し、移植方法や移植後の活着の可能性について検討するために実施した。</p> <p>(b) 診断結果について</p> <p>平成 29 年 12 月 23 日付け樹木診断報告書「5. 診断・調査結果の総評」において「外観診断、精密診断の結果、根元に著しい異常を内包し、不健全に近く、強度的にも有効とはいえない状況と判断され、移植には極めて高いリスクを伴う。したがって、移植不適と判定する。</p> <p>また、現状のままであれば直ちに倒木する可能性は低いと思われるが、橋本駅周辺の再開発により、校舎の取り壊しを行うこととなると、風を遮るもののがなくなり、強風時には倒木の恐れが高まると共に、日差しの変化などの環境的変化や周辺工事により、樹勢が急激に悪化する可能性が懸念される。</p> <p>保全のためには、定期的な観察を行い、枯れ枝</p> |
|--|--|

や衰退などの問題が見つかった際に対応をすることが望ましい。また、施設管理者の判断において倒木防止措置、周辺立ち入り禁止といった生徒などへの安全面の配慮を検討することも必要である」とされた。

そして、腐朽度判定では、東京都建設局公園緑地部が作成した「平成26年度街路樹診断マニュアル」の総合判定及び処置の方針に基づき判定を行った結果、最大の異常が認められた地際（根元）の腐朽・空洞率は61%で、倒木危険度判定の目安である50%を大きく超える値を示し、判定はC：不健全である、判定C：不健全は撤去の対象となるとされた。

なお、本診断マニュアルによると総合判定C、不健全の場合は、歴史的価値のある樹木など、特に保護や保存が必要と認められる樹木についても、一般的な樹木と同様に「撤去（植替え）」とされており、必要に応じて撤去以外の措置を含めて適切な処置を検討すること、物理的処置を施した場合には、日常的観察、その他の委託作業での点検行為、街路樹診断の頻度を高めることとしている。

(c) その後の対応について

本診断結果を受け教育局は、当面の対応として、県立相原高校が本件クスノキ周辺に防護フェンスを設置する等周辺の立ち入り禁止措置を実施し、安全対策が完了していることから、早急な伐採は行わないこととした。

b 交通企画課が依頼して市が実施した令和元年7月の概況診断について

(a) 概況診断の経緯について

本診断は、本件クスノキの保全を求める市民団体から、本件クスノキの保全のため、健康を回復させる技術と経験を持った専門家にできるだけ早くみせること等を求める緊急嘆願書の提出を受け、本件クスノキが市の保存樹木に指定されていたことから、市が保存樹木指定協定書に基づき、樹木医を派遣し、まちづくりで本件クスノキを利活用するか否かを判断するためや、現状を確認するために実施した。

(b) 概況診断の結果について

概況調査票によると、特記事項として平成29年11月に「外観診断及び精密診断が行われているが、その時点より衰退は進行している」とされるとともに、処置の必要性及び処置内容として「樹勢衰退が著しく、根株の被害も進行傾向である。保全のためには、早期の枯れ枝剪定と土壤改良等による樹勢回復措置の実施が必要である。具体的な樹勢回復措置の処方策定のためには土壤及び根系の詳細な調査が必要である」とされた。

本結果を受け市は、移植の検討を改めて行った

が、樹勢の衰退が進行していることや移植に多額の費用をかけても活着しない可能性があることから別の場所に移植し、活用することもできないと結論付けている。

(d) 平成31年3月に県立相原高校が新校に移植した樹木の選定について

平成28年度相原高校敷地整備実施設計業務委託報告書（平成29年3月神奈川県教育委員会、F社）によると、県立相原高校が授業で使用する演習林の樹木候補リストとして、201種類の樹種が選定されており、それぞれの樹種について、移植希望の樹種には○が付されているが、本件クスノキについては付されていない。

また、方針欄には、新校の演習林以外で同一の樹種を植栽予定の樹種、演習林内で新たに樹木を購入して植える樹種、県立相原高校跡地に残す樹種、県立相原高校跡地から新校に移植する樹種の4種類に方針を区分しており、本件クスノキについては、新校の演習林以外で同一の樹種を植栽予定の樹種に区分されている。

そして、本件クスノキについては、利用欄で「判別」となっており、ここでいう「判別」とは、授業において樹種を判別することを意味するが、同報告書の県立相原高校からの要望欄には、「判別」という利用になっているものは、基本的には1種1本あればよく、かつ植栽場所は敷地内であれば演習林内に限定されない旨が記載されている。

新校への本件クスノキの移植を希望しなかったことについて、県立相原高校は、クスノキについては、判別等に使用するが、新校に既存のクスノキがあるほか、新校の演習林以外で同一の樹種を植栽予定であったことや多方面からの助言や指示等により、本件クスノキについては、移植を断念したことから、希望しないこととし、県立相原高校跡地に残すこととなったとしており、平成31年3月に新校に移植した樹木120本の内訳の中に、本件クスノキは含まれていない。また、新校に移転時の植栽平面図では、クスノキが3本あることが認められる。

(e) 令和2年1月に開催された説明会における交通企画課の回答について

県立相原高校跡地の利活用について県は、地権者として市のまちづくりに協力する立場であることを、平成28年11月14日に開催された、副知事等が出席する同年度第2回県有地・県有施設利用調整会議に報告しており、本件クスノキを含む県立相原高校跡地の県有財産の処分方法については、市が検討を進めているまちづくりの中で判断されるものであるとしている。

そして、令和2年1月24日に市が開催した本件クスノキに係る市民団体から市長への要望に対する説明会に市の要請を受け出席した際に、市民団体からの「クスノキの緊急治療を行う予定はないのか。」との質問に対し、市がまちづくりの中で本件クスノキを残すこと

はないと判断したことから治療を行う予定はない旨を回答している。

ウ 平成31年3月までの本件クスノキの管理状況について
本件クスノキは、平成31年3月31日までは、教育財産管理規程に基づく教育財産であった。教育財産としての立木の管理については、教育財産の管理等に関する規程の運用について（昭和60年4月1日付け管第66号教育長通知、以下「教育財産管理規程運用通知」という。）第3条（財産管理者関係）において、教育財産を常に良好な状態に保持し、効率的運用を図る必要から管理上注意すべき事項として、財産の滅失又はき損のおそれの有無等を挙げているほか、配置図等を備えることとされている。また、教育財産の日常的な管理については、財産取扱主任研修において、日常的に敷地や建物の内外を巡回・点検し、土地の保全、建物の維持管理を適切に行うこととしている。

県立相原高校は、教育財産管理規程運用通知に定める配置図等について、遅くとも昭和57年4月1日から備えている。また、本件クスノキの日常的な管理については、日常的に目視による点検を行っていたとしており、配置図によると、本件クスノキは、正門から職員通用口に向かう際の左側にあり、職員が日常的に通行する箇所にある。

また、保存樹木としての本件クスノキの管理について同校は、日常的な目視による監視のほか、高校全体の施設維持管理の一環として、必要に応じて除草や落葉掃除等を実施していたとしており、本件クスノキを管理していた平成30年度以前におけるそれらの実施を示す書類は残っていないかったものの、管理を行っていなかったことを示すものはなかった。

なお、平成30年1月の防護フェンス等の設置以降は、引き続き職員による目視を実施していたが、日常的な目視では、本件クスノキの状態に大きな変化は見られなかったとしている。

エ 平成31年4月以降の本件クスノキの管理状況について

(イ) 本件クスノキを含む県立相原高校跡地における財産の処分方針について

県立相原高校跡地における財産の処分方針を定めた本件利活用方針「3. 相原高校跡地の利活用（処分・貸付）に関する方針について」において、以下の内容が記載されている。（元号、項番等、本方針に記載された内容を整理して記載している箇所がある。）

a 方針

- D社がリニア中央新幹線県内駅用地を必要とする令和元年度の高校移転後速やかな時期に併せ、まちづくりに係る財産を処分が出来ない状況であることから、財産処分方針は以下のとおりとする。

(ア) リニア中央新幹線県内駅設置に係る財産は、これまで県有地・県有施設利用調整会議で報告したとおり、高校移転後、速やかに処分する。

(イ) 駅周辺まちづくりに係る財産は、財産の譲渡時期・譲渡方法が整理された段階で、別途、財産処分方針を伺う。財産を譲渡するまでの間は、D社の要請に応じ、リニア中央新幹線県内駅設置に係る工事ヤードとしてD社に貸し付ける。

(カ) 行政財産の用途廃止に伴い、現在、相原高校の占用物件であるE社鉄塔及び高压線の内、存置する鉄塔の用地はE社へ処分し、高压線の線下地はE社の用益権設定を認める。

| 財産種別 | 処分方法 | 処分先 |
|--------------------------------------|--|---------------------------|
| リニア中央新幹線県内駅設置に係る財産 | 約1.98ha 有償譲渡（建付） | D社 |
| 駅関連用地（鉄塔用地） | 約0.24ha | E社 |
| 駅関連用地（洞道用地） | 約0.16ha 用益権設定 | E社 |
| リニア中央新幹線県内駅設置に係る工事ヤード（駅周辺まちづくりに係る財産） | 用地 最大約7.5ha 建物、工作物、立木 | 有償貸付 無償譲渡（注） |
| 行政財産の用途廃止に係る存置鉄塔等（既存占用物件） | 鉄塔用地（2基分） 約0.03ha 高压線下地 約0.50ha | 有償譲渡 E社 用益権設定 E社 |

(注) 県立相原高校跡地の建物等は、高校移転後に処分（除却）が必要な施設であり、D社等が除却工事を負担・実施することから、無償譲渡とする。

b 用途廃止

県立相原高校に係る行政財産は、新校舎への移転が完了し教育財産としての用途が終了する平成31年3月31日をもって、用途廃止し、平成31年4月1日をもって、交通企画課管理の普通財産に管理換えする。

(注) 本件クスノキは、「リニア中央新幹線県内駅設置に係る工事ヤード（駅周辺まちづくりに係る財産）」に含まれている。

(イ) 立木及び普通財産の管理について

本件クスノキなど単独樹木における立木の管理については、立木取扱要領（昭和59年4月1日付け管第57号総務部長通知）第4条(3)において、「単独樹木については、所在地を明らかにするため、樹木番号を付した図面を整備すること。」とされ、交通企画課は本件クスノキについて、教育局から引き継いだ、樹木番号を付した立木配置図を整備している。

また、普通財産の管理については、「神奈川県県有財産規則の運用について」（昭和59年4月1日付け管第10号総務部長通知）第17条（財産管理事務の分掌）関係第7項において「財産管理者は、その管理する県有財産について常にその現状を把握し、次に掲げる事項に

注意してその適正な管理に努めなければならない。」とされ、注意する事項として、財産の滅失又はき損のおそれの有無等が掲げられており、これについて交通企画課は、本件クスノキを含む県立相原高校跡地の財産は高校移転後に処分するものと整理されていることから、実施すべき財産の管理は、現在実施されている県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施することと、まちづくりが実施されるまでの間の県有財産の維持を行うことであるとし、県有財産の維持については、県有地への立ち入り禁止措置の実施や草木による周辺住民へ影響の防止などの第三者被害を防止するため、本件クスノキを含む立木の管理は、落枝、落葉、県有地外への枝の張り出し及び倒木による被害の防止の観点から実施している。

具体には、D社やE社などの事業者及び駐輪場として県立相原高校跡地を使用している同校などと「元相原高等学校跡地の管理について」を共有し、区域毎に管理者を定め、日常的な管理や自然災害による損害等を含む事件・事故等への対応を行っているとともに、交通企画課職員が概ね1か月に1度程度の割合で現地確認を行っている。

オ 本件クスノキに係る市の対応について

(ア) 平成28年8月に策定した市整備計画について

市は、平成28年8月に橋本・相模原両駅周辺の土地利用や都市基盤整備等における整備の基本的な考え方を定めた、市整備計画を策定し、市整備計画の中では、橋本駅南口地区に新たな核を形成するとし、同地区における機能配置の考え方として、当時移転が検討されていた県立相原高校用地の利用を土地利用構想の中心とすること等が記載されている。

(イ) 平成29年6月に開催された県立相原高校移転説明会について

市は、県立相原高校移転説明会に、教育局、同校とともに参加し、本件クスノキについて、同校に残すことと、新校舎へ移植すること、市が管理すること、周辺地域に移植することを検討した結果、いずれも困難であることや、地形が悪いところを新たに開発することは難しいだろうことから、まちづくりを進めるうえで本件クスノキがあるとうまく進まないということを説明した。

(ウ) 平成31年2月28日相模原市議会建設委員会における答弁について

本件クスノキを残すことを市に働きかけるよう陳情した「相原高校の保存樹クスノキと同校の緑地を保存し、橋本の緑と安心を守ることを求める陳情」(陳情第4号)に係る質疑の中で市は、「市の広域交流拠点整備計画では、クスノキを残す計画はない。駅前空間の合理的な土地利用をする観点から、あそこには残せない」という判断をした。また、平成29年12月に県がクスノ

キの樹木診断をしているが、移植は不適であること、急激な環境変化による樹勢の悪化が懸念されるという理由で、私どもとしては、現在、残すことはできないと考えている」と答弁している。

なお、本陳情については不採択となったことが、「平成31年市議会定例会3月定例会議 審議結果」審議結果一覧に記載されている。

(エ) 令和元年11月7日に市が作成した「相原高校跡地のクスノキを含む樹木・緑地の取扱いについて」について

本取扱いの中に、広域交流拠点整備計画における考え方やこれまでの本件クスノキに係る樹木診断の結果を踏まえ、本件クスノキや県立相原高校跡地の樹木、緑地の取扱いを整理するものとして、以下の記載がある。(項番等、本取扱いに記載された内容を整理して記載している箇所がある。) そして市は、令和2年1月に開催した、本件クスノキの保全を求める市民団体向けの説明会の場において、まちづくりの中で本件クスノキを活用することはないと表明した。

- a 本件クスノキを現在の位置に残すことについて
 - 市として本件クスノキを現在の位置に残すためには、本件クスノキのある土地とその影響範囲の土地の所有権等の権原を取得し、緑地や公園として位置づけ、公共空間として確保する必要があるが、広域交流拠点整備計画では、当該箇所を複合都市機能ゾーンとして都市的土地利用をすることとしている。
 - また、現在協議中である京王線駅舎を移設する場合は、駅舎工事の際に本件クスノキの一部が支障する可能性がある。このようなことから、本件クスノキを現在の位置に残すことはできない。
- b 所有者(県)の意向について
 - 本件クスノキの取扱いは所有者である県の判断となるが県は平成31年3月末に県立相原高校の移転の際、必要な財産の引越しを済ませており、残る校舎及び樹木等は必要に応じて処分(除却)することとしているが、本件クスノキの取扱いは市のまちづくりの中での対応としている。
- c 本件クスノキの現状について
 - 平成29年に県が実施した樹木診断の総合判定は次のとおり。
 - 「外観診断、精密診断の結果、根元に著しい異常を内包し、不健全に近く、強度的にも有効とはいえない状況と判断され、移植には極めて高いリスクを伴う。したがって、移植不適と判定する。」
 - また、現状のままであれば直ちに倒木する可能性は低いと思われるが、校舎の取り壊しにより、風を遮るものが多くなり、強風時には倒木の恐れが高まるとともに、目差しの変化などの環境的変化や周辺工事により、樹勢が急激に悪化する可能性が懸念される。」

令和元年7月に県の要請により市が実施した概況調査では、平成29年の調査時点よりも衰退が進行しているとの結果である。

d 移植方法について

本件クスノキを存続させるため、移植する場合、次の2通りが考えられるが、どちらの方法も移植前に保全作業を行い、樹勢の回復を待つ必要がある。また、移植実施の2年前から根回しを始める必要があるため、移植を行うには相当の期間を要する。

(ア) 場外移植

公道を走行する必要があるため、根鉢を含め高さ方向は10m以内に切り詰めることから、樹形は棒状となり、現在のシンボリックな姿は失われる。

また、内部に腐朽部分があること、樹齢100年を超えており、移植のために強い剪定をすること、環境の変化で強いストレスを受けるであろうことなどから、極めて高いリスクを伴う。

移植費用については、約2,100万円程度だが、移植先の条件によっては、さらに費用が必要となる。また、移植先の確保も課題である。

(b) 場内移植

リニア中央新幹線県内駅工事やまちづくりの進捗に合わせて仮移植と本移植が必要となる。場外移植と比べ、比較的樹形を保つことができるが、場外移植の場合と同様に極めて高いリスクを伴う。

移植費用については、仮移植で約1,500万円、2回目の本移植で約1,100万円の合計約2,600万円程度である。なお、場内での仮移植先を確保するためには、リニア中央新幹線県内駅工事ヤードの一部を借りる必要があることや、空洞率が高く倒木のおそれがある本件クスノキの本移植先をどうするのかといった課題や、2回の移植による樹木への大きなストレスが課題となる。

e 本件クスノキの取扱いについて

本件クスノキは土地利用の観点から現在の位置に残すことはできない。

また移植も、場内、場外のいずれの場合でも極めて高いリスクを伴う。また、移植後も空洞率が6割を超える倒木等の危険性を伴う本件クスノキを市が費用負担し移植することはできない。

結果として、本件クスノキは伐採を余儀なくされるが、その時期及び事業主体は未定である。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、上記の認定した事実を踏まえ、令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実に当たるか否かについて、以下のとおり判断を行った。

(1) 令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かについて

ア 請求日までに1年を経過している県内駅整備促進事業費の支出について

令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出状況は、「第5 監査の結果 1 認定した事実 (1) 令和元年度における県内駅整備促進事業費の執行について ウ」のとおりであるが、不動産鑑定評価を行うために令和元年9月27日及び同年10月1日に支出された計4,782,240円についてみると、本件監査請求はいずれも当該支出日から1年以上経過している。

一方、法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補

填するため必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定しており、さらに同条第2項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

このように、住民監査請求に当たっては、地方公共団体の執行機関又は職員の行為による財務会計上の行為があつた日又は終わった日から1年を経過したときは請求することができないとされており、これを超える場合は正当な理由を具体的に示すことが必要である。

のことについて、請求人は、前記の支出の事実を知ったのは令和2年10月22日に行った情報公開請求による公開決定がなされた同月27日以降であるとしている。

しかしながら、上記不動産鑑定評価の支出については、特に秘とくされているものではなく、県民が相当な注意を払えば支出後一定期間内に知り得た事実であり、遅くとも令和元年度の支出が全て完了する出納整理期間（令和2年4月1日から同年5月31日まで）経過後には情報公開請求等により知り得た事実であるところ、請求人は、前記の支出の事実を知ったのは情報公開請求による公開決定がなされた日以降であるとするのみで、当該支出の日から1年を経過する日（令和2年9月26日及び同月30日）までの間に本件監査請求をすることができなかつた正当な理由を摘示していない。

したがって、本件監査請求のうち前記2件の支出に係る請求は、法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。

イ アに該当するもの以外の県内駅整備促進事業費の支出について

令和元年度における県内駅整備促進事業費のうち、アに該当するもの以外の支出状況は、「第5 監査の結果 1 認定した事実 (1) 令和元年度における県内駅整備促進事業費の執行について ウ」のとおり、不動産鑑定評価を行うために支出したものが1件、2,451,900円、土壤汚染状況調査を行うために支出したものが2件、12,800,700円、計15,252,600円となっている。

請求人は、これらの支出について、県内駅整備促進事業費の目的は、県立相原高校跡地の適正な維持管理を行うことであるのに、県はこれを目的外に使用したと主張する。

しかしながら、県内駅整備促進事業費の目的とされる県立相原高校跡地の適正な維持管理とは、現在実施されている県内駅整備及び今後実施される予定のまちづくりを促進するために必要な措置を実施することであり、まちづくりが実施されるまでの間は、第三者被害防止等の観点から県有財産の維持を図るものであるとされている。

そして、「第5 監査の結果 1 認定した事実 (1) 令和元年度における県内駅整備促進事業費の執行について ア」のとおり、令和元年度の県内駅整備促進事業費

に係る事業としては、リニア中央新幹線の整備の促進として、不動産鑑定評価及び土壤汚染状況調査を、移転後の県立相原高校敷地の管理として、フェンス補修及び除草委託をそれぞれ行うこととして所要の予算が措置されている。

その結果、前記のとおり、アに該当する支出を除くと不動産鑑定評価及び土壤汚染状況調査を行うために15,252,600円が執行されているが、当該支出は、リニア中央新幹線の整備の促進を図るために、上記の予算に即して執行されたもので、違法又は不当な公金の支出には当たらない。なお、フェンス補修及び除草委託については、フェンスの破損や委託業務で実施するほどの除草の必要性がなかったことから執行されていない。

(2) 本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実に当たるか否かについて

本件クスノキについて、現在のような管理状況となるに至った経緯は、おおむね次のとおりである。

すなわち、本件クスノキは、平成31年3月31日までは県立相原高校が教育財産として管理していたが、平成28年度に県立相原高校が新校に移植する樹木の選定を行った際、本件クスノキについては移植を希望しないこととし、県立相原高校跡地に残すこととなった。そして、平成29年11月には、本件クスノキの現状を把握し、移植方法や移植後の活着の可能性について検討するため、教育局が樹木医による樹勢診断を実施した結果、根元の著しい異常（空洞率61%）から移植には適さず、また、橋本駅周辺の再開発による環境変化や周辺工事により、樹勢が急激に悪化する可能性が懸念されるとのことから「倒木危険度判定C：不健全」（東京都の街路樹の基準において撤去対象）と判定された。この診断結果を受けて、県立相原高校は、当面の対応として本件クスノキ周辺に防護フェンスを設置するなど周辺の立入禁止措置を実施した。

その後、県立相原高校跡地における財産の処分方針を定めた「リニア中央新幹線整備に伴う県立相原高校跡地の利活用方針」（平成30年12月知事決裁）において、本件クスノキを含む県立相原高校跡地に係る県有財産については、県立相原高校移転後に処分が必要な財産として整理され、新校舎への移転が完了し教育財産としての用途が終了する平成31年3月31日をもって用途廃止されている。そして、同年4月1日以降は、交通企画課管理の普通財産に管理換えされており、まちづくりが実施されるまでの間は、「第5

監査の結果 1 認定した事実 (2) 本件クスノキの管理について エ 平成31年4月以降の本件クスノキの管理状況について (イ) に記載のとおり、交通企画課は、県有地への立入禁止措置の実施や草木による周辺住民への影響防止などの第三者被害防止の観点から本件クスノキの管理を行っている。

一方、県立相原高校跡地を含む橋本駅南口地区では、市が主体となり新たなまちづくりの検討が進められており、県はまちづくりに協力する立場であることから、本件クス

ノキの扱いについては、市がまちづくりの中で利活用するか否かの判断に委ねているとしているところ、市は、平成31年2月に相模原市議会建設委員会において、「駅前空間の合理的な土地利用の観点からクスノキは残せない」と答弁している。

また、市では、令和元年7月に、まちづくりで本件クスノキを利活用するか否かを判断するため、樹木医による概況診断を実施した結果、平成29年11月に実施した前記の樹勢診断時よりも衰退が進行しているとの診断結果を得ている。そして、市がこの診断結果等を受け、令和元年11月7日に作成した「相原高校跡地のクスノキを含む樹木・緑地の取扱いについて」においては、本件クスノキは土地利用の観点から現在の位置に残すことはできないこと、移植も極めて高いリスクを伴い、移植後も倒木等の危険性を伴う本件クスノキを市が費用負担し移植することはできないこと、結果として本件クスノキは伐採を余儀なくされることなどが記載されている。

さらに、令和2年1月には、市が開催した本件クスノキの保全を求める市民団体向けの説明会の場において、まちづくりの中で本件クスノキを利活用することはないと表明している。

本件監査請求において請求人は、本件クスノキの維持管理に県内駅整備促進事業費を一切支出せず、放置してきたばかりか、保存樹木の指定を解除することに手を貸したものであり、本件クスノキが貴重な県有財産であるにもかかわらず、この管理を怠った。また、令和元年7月21日に県の申出により市が樹勢診断をし、一刻も早い治療が必要との診断が下されたにもかかわらず、県は治療を放棄してきたと主張する。

しかしながら、前記のとおり、県は、本件クスノキについて、県立相原高校移転後に処分が必要な財産として整理しており、その扱いについては、市がまちづくりの中で利活用するか否かの判断に委ねているとしている。一方、市は、本件クスノキについて、既にまちづくりの中で利活用しないことを表明しており、結果として伐採を余儀なくされるとしていることから、本件クスノキについて、県として治療を行う必要性は認められず、現状のように、第三者被害防止等の観点から管理を行っていることには、合理性があるということができる。

したがって、本件クスノキの管理状況が違法又は不当に財産の管理を怠る事実に当たるとはいえない。

3 結論

以上のことから、支出から請求日までに1年を経過している県内駅整備促進事業費の支出については、法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、住民監査請求の対象に当たらない。

また、県内駅整備促進事業費の支出（請求日までに1年を経過しているものを除く。）については、リニア中央新幹線の整備促進を図るために、予算に即して執行されたもので、違法又は不当な公金の支出には当たらず、本件クスノキの管理状

況については、県としてクスノキの治療を行う必要性は認められず、現状のように、第三者被害防止等の観点から管理を行っていることには、合理性があるということができるため、違法又は不当に財産の管理を怠る事実に当たるとはいえないことから、本件監査請求については理由がない。